

住所変更の手続きをお忘れなく！

住所を変更した場合、当共済組合で管理している住所の修正が必要となりますので、「記載事項等変更申告書」(福利厚生ハンドブックに様式あり)へ記載の上、ご報告ください。

その際、組合員証(被扶養者証)の添付は不要ですが、裏面の住所欄に新住所を自書してください。

なお、変更する被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」(「福利厚生ハンドブック」に様式あり)も併せて提出するようお願いします。



こんなときは必ず届出を!!

- 異動等で、組合員と被扶養者が引っ越しした
- 進学や就職等で、被扶養者が引っ越しした
(※ただし、住民票を進学先の居住地へ移さない場合、届出は不要です)
- 別居していた被扶養者と同居することになった



年度替わりの時期は、特にお忘れなく!!

当共済組合で管理している住所は、組合員本人への通知等を郵送するために使用する他、年金事務、認定事務等に関わる情報と共有しておりますが、登録済みの住所と、実際の住所と異なる事例が多く見受けられます。

正しい住所を届出していないことで、通知が届かなかったり、事務処理へ影響を及ぼす場合があります。このことをご理解の上、住所を変更した際は、早めの手続きをお願いします。